



社会起業プラン・コンペティション実施要綱

(要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、社会的企業育成支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、内閣府「地域社会雇用創造事業」の一環として実施する社会的企業育成支援事業（以下「本事業」という。）のうち、社会起業インキュベーション事業（以下「起業支援事業」という。）として実施する社会起業プラン・コンペティション（以下「社会起業プランコンペ」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

2 社会的企業育成支援事業は、社会的企業人材創出・インターンシップ事業（以下「人材育成事業」という。）ならびに起業支援事業により構成し、人材育成事業の実施に必要な事項については別に定める。

(定義)

第 2 条 本事業において「起業」とは法人を設立登記し、または個人事業者として税務署に対する開業の届け出を行うなど、事業拠点を設置し、実質的に事業を開始すること、およびインキュベーション施設等に立地し、事業を開始するための実質的な準備を行うことをいう。

2 但し、起業から 3 年を経過しない個人で、インキュベーション施設等に立地し、事業を開始するための準備を行っている者については、第 4 条に係る起業支援事業の対象者に含むものとする。

(起業支援事業の目的)

第 3 条 起業支援事業は、公的資金による地域密着型の公共サービスが民間の手で担われることによって様々な創意工夫が付加されると期待できる分野（介護・福祉、子育て、若者自立支援、観光・産業振興等）に於いて、公民連携・

公共サービス改革の制度・手法を活かした社会起業を促進し、その先進事例を創出するとともに、これらを他の地域へと展開していくことによって、地域社会に於ける社会的企業とその雇用を加速的に創造することを目的とする。

(起業支援事業の対象者)

第4条 起業支援事業の対象者（以下「候補者」という。）は、前条の目的に即した以下の条件を満たす社会起業プランを有する個人で、採択後1年以内に当該プランに基づく起業を計画している者のうち、社会的企業育成支援事業コンソーシアムの地域事務局（以下「地域事務局」という。）が支援するに相応しいと認めた者とする。

- (1) 既存事業の振替（実質的にそのように判断されるものを含む。）でなく、新たに企画された事業であること。
- (2) 建設・土木事業ではないこと。
- (3) 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。
- (4) 本事業の対象とする地域内に事業ニーズがあり、社会起業に相応しい事業であること。

2 コンソーシアムの構成員ならびに本事業の実施についてコンソーシアムと連携・協働する団体等（以下「連携・協働団体」という。）は、地域事務局に対して候補者を推薦することができる。但し、推薦のあった者に対する起業支援の決定については第8条の規定によるものとする。

3 コンソーシアムの構成員または連携・協働団体が候補者の推薦を行うときは、地域事務局に対して候補者推薦書（様式第1号）を提出するものとする。

4 本コンソーシアムは、候補者の推薦を受け入れることができる連携・協働団体の名称等をウェブサイト等によりあらかじめ提示するものとする。

(起業支援委員会)

第5条 地域事務局は、起業支援事業のアドバイザリーボード及びワーキンググループとして各事業の実施地区に於いて起業支援委員会を発足・運営し、地域力が円滑に結集されるよう協力体制を整備・構築する。なお、起業支援委員会の委員は有識者、実務家、中間支援組織、地元経済界、大学・研究機関等により構成し、委員の数は8名程度とする。なお、自治体の職員は委員の数に含まないものとする。

(起業支援の申し込み手続き)

第6条 起業支援の申し込み手続きは、第7条に規定する募集要項に定める手続きによるものとする。

(募集要項)

第7条 候補者の募集にあたっては、別に定める「社会起業プラン・コンペティション募集要項」(以下「募集要項」という。)に基づき、実施するものとする。なお、募集要項は本要綱に従ってコンペ毎に地域事務局がこれを定める。

(候補者の募集・選考方法)

第8条 募集要項の定めるところに従って応募のあった候補者については、起業支援委員会に於ける検討・調整のもと、地区担当コーディネーター(インキュベーションマネージャー)が書面審査(一次審査)を行い、地域事務局が一次審査の合否を決定する。なお、書面審査に加えて、必要に応じて面談による審査を実施する場合がある。

2 地域事務局は次に掲げる事項等に留意して、応募者の社会起業プラン等の内容を選考する。

- (1) 第4条に定める対象者の条件を満たしていること。
- (2) 社会起業プランの内容が本事業の主旨・目的と合致し、一次審査の基準を満たしていること。
- (3) 候補者の知識・経験などが、社会起業プランを効果的に実施するために必要な水準を満たしていること。

3 一次審査の結果については、応募者(推薦のあった場合には応募者及び推薦元)に対して、すみやかに合否を通知する。なお、合否の理由については、合否に関わらず、またその請求の事由に関わらず、これを開示しない。

4 起業支援対象者の決定にあたっては二次審査としてプレゼンテーション審査会を実施し、有識者等の第三者により構成する選定評価委員会(以下、「審査委員会」という。)が「社会性」「事業性」「革新性」等の観点から評価・審査を行った上で、地域事務局がこれを決定する。なお、審査委員会の設置に関して必要な事項は別に定める。

(実施期間・開催数)

第9条 社会起業プラン・コンペティションは第11条の表に定める各期乃至各クールに於いて各々の事業実施地区／会場毎に1回開催し、合計:12回以上を実施する。なお、各期乃至各クールに於いて社会起業プランを募集する期間等の詳細は募集要項に於いて定める。

2 但し、予定する合計の起業対象者数に達した時点で、以後の社会起業プラン・コンペティションを実施しない場合がある。

(プレゼンテーション審査会の開催場所)

第10条 社会起業プラン・コンペティションの二次審査(プレゼンテーション審査会)の開催場所は第11条の表の通りとし、その詳細は募集要項に於いて定める。

(起業支援対象者の募集人数)

第11条 起業支援対象者の募集人数は下表を目安とし、応募のあった社会起業プランの内容等を総合的に勘案し、総額予算の範囲内で決定する。

起業支援対象者の募集	1クール	2クール		3クール		4クール	合計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	
東京会場	10名	10名	10名	10名	10名	10名	60名
横浜会場	10名	10名	10名	10名	10名	10名	60名
その他(※)	10名	10名	10名	10名	10名	10名	60名
合計	30名	30名	30名	30名	30名	30名	180名

(※) 第1期は京都に於いて実施する。

(起業支援の内容・支援期間)

第12条 社会起業プラン・コンペティションを通じて決定された起業支援対象者には50万円前後の起業支援金(第一次)を支給し、3ヶ月程度の期間の内に地区担当コーディネーターならびにプログラムオフィサーが連携してビジネスプランのブラッシュアップ(自治体とのマッチング・コーディネートなどを含む。)を行い、支援計画を立案する。その結果、5〜10名以上の雇用創出効果が見込めると考えられる社会起業プランについては起業支援委員会に於ける検討・調整のもと、総額予算の範囲内で段階的に起業支援金(第二次以降)を支給し、更に集中的な支援を実施する。

2 起業支援に係る諸費用は、起業支援対象者に支給される起業支援金の範囲

内で実施するものとし、その内容・金額等は支援計画に於いて個別に定める。
但し、起業支援金に因らない独自の積み増し等による起業支援を妨げない。

3 起業支援の期間については原則として第13条に定める起業支援の開始予定日より1年以内とする。但し、1年間で起業支援を完了できない場合については、本事業の実施期間内を限度とし延長することができる。

4 その他、支援期間・内容について必要な事項は別に定める。

(起業支援金の支給予定額の決定・支給方法)

第13条 起業支援金の支給予定額およびその明細は、起業支援委員会に於ける検討・調整のもと、起業支援対象者が提出した社会起業プラン提案書、事業計画書等に基づき、起業支援対象者と地区担当コーディネーター（インキュベーションマネージャー）の相談・合意のもとで支援計画を作成し、支援計画に沿って地域事務局がこれを決定する。

2 地域事務局は、前項の規定により起業支援金の支給予定額を決定した時は、起業支援対象者に対して以下の各項を記載した起業支援金支給予定額決定通知書（様式第3号）を作成し、本人ならびに推薦者に対してそれぞれ通知するものとする。

(1) 起業支援の予定期間（開始予定日および終了予定日）

(2) 予定する起業支援金の額およびその明細

3 起業支援金の支給予定額を決定する場合には、支給の条件として次の内容を確認するものとする。

(1) 他の地域社会雇用創造事業の実施機関から起業支援金の提供を受けてないこと。また、本事業期間内に他の実施機関から起業支援金の提供を受けないこと。

(2) 起業支援対象者は、次の一に該当する場合には、あらかじめ地域事務局の承認を受けなければならない。

ア 起業支援の内容を変更しようとする場合

イ 起業に要する経費の配分を変更しようとする場合(次に定める軽微な変更を除く。)

ウ 起業支援を受けることを中止または取り消そうとする場合

(3) 前項に規定する軽微な変更とは、予算総額の範囲内で実施され、事業の内容に著しい変更を及ぼさない程度の変更であって、次に掲げるものとする。

ア 一つの経費区分の中での変更

イ 経費区分間における変更については、いずれか低い額の10分の2の額の範囲内における経費の増減

- (4) 起業支援対象者は、起業が予定の期間内に完了しない場合または起業が困難となった場合においては、速やかに地域事務局に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 起業支援対象者は、起業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整理し、起業支援期間の完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) 起業支援対象者は、地域事務局の求めに従って、事業の実績報告その他の必要書類を作成し、定められた期間内にこれを提出しなければならない。
- (7) 起業支援対象者が本要綱その他の規定に違反した場合には、起業支援対象者は起業支援金の一部または全部を地域事務局の請求に従い返還する義務を有する。
- (8) 起業支援対象者が作成し、地域事務局に対して提出した書類等（社会起業プラン提案書、事業計画書、実施報告書、経理に関する書類、起業状況に関するアンケート調査等に対する回答内容など）について、本コンソーシアムが必要と認めた時には、本人の許諾無くこれらをウェブサイト等を通じて公開する可能性があること。

4 起業支援金の支給は、支援対象者が提出した社会起業プラン実施報告書に基づき地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）が支援実績報告書を作成し、（概算払いの方法により起業支援金の支給を受けようとする場合を除き）支払い実績を確認した上で、支援対象者の請求に基づき基金管理担当者がこれを支出する。

5 概算払いの方法により起業支援金の支給を受けようとする場合の方法ならびに起業支援金の支給に必要なその他の事項の詳細については別に定める。

（起業支援金）

第 14 条 支給する起業支援金は原則として 1 人あたり 500 万円（一次・二次以降の合計）を越えないものとし、かつ、1 人あたりの起業支援金の支給額は平均 300 万円を超えないものとする。

2 起業支援対象者が起業支援金の支給を受けようとするときには、前条の規定に従って地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）に対して社会起業プラン実施報告書ならびに支出内容を証明する証憑の写しを添えて、起業支援金支給申請書（様式第 4 号）を提出するものとする。

3 前 2 項に該当する場合を除き、本コンソーシアムは起業支援対象者に対して賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

4 偽りその他不正の行為により起業支援金の支給を受けたことが判明した場合、当該起業支援対象者は速やかに支給を受けた起業支援金を返還し、コンソ

ーシアムが支援金の支給ならびに返還に要した諸費用全てを弁済する義務を負うものとする。

5 起業支援金の支給対象とする経費は、起業のために必要とする経費であつて、概ね以下の経費とする。

- (1)人件費
- (2)謝金
- (3)旅費交通費
- (4)備品費
- (5)消耗品費
- (6)印刷製本費
- (7)通信運搬費
- (8)借料および損料
- (9)会議費
- (10)委託費
- (11)その他、起業のために必要と認められる経費

(起業支援の管理・フォローアップ方法)

第 15 条 起業支援対象者は支援期間終了後 3 年間については、地域事務局が電子メール等により配付するアンケート等に回答することで、自身の起業状況等に関して報告する義務を有するものとする。その他、起業支援に係る管理・フォローアップ方法について必要な事項は別に定める。

(法令遵守義務)

第 16 条 起業支援対象者は、起業支援期間中は、法令・条例等ならびに本コンソーシアムが定める諸規則を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 17 条 起業支援対象者は、本コンソーシアムの信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 18 条 起業支援対象者は、本事業の実施に際して知り得た本コンソーシアム

の業務上の秘密を漏らしてはならない。なお、本条の規定は起業支援期間の終了後においても同様とする。

2 起業支援対象者は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 起業支援対象者は、起業支援の実施に際して知り得た個人情報を本事業を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても地域事務局の指示によることとする。

(2) 起業支援対象者は、地域事務局の指示又は承諾があるときを除き、起業支援を行うために貸与された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

3 起業支援対象者は、本事業の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に地域事務局の承認を得なければならない。

(支援期間中における事故等の責任)

第 19 条 本コンソーシアムは、起業支援対象者の起業支援期間中の事故等に関して一切の責任を負わないものとする。

2 支援期間中における起業支援対象者の事故等に関しては、起業支援対象者は自らの責任において対応しなければならない。

3 起業支援対象者が、故意又は過失により本コンソーシアムに損害を与えたときは、起業支援対象者は、本コンソーシアムに対しその損害を賠償しなければならない。

4 起業支援対象者が第三者に与えた損害等に関しては、本コンソーシアムは一切の責任を負わない。

5 起業支援対象者が第三者に与えた損害等により、本コンソーシアムが第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、起業支援対象者は当該賠償により本コンソーシアムが被った損害の補填をしなければならない。

(起業支援対象者の提出書類)

第 20 条 起業支援対象者は、本要綱の諸規定を遵守することを約するため、地域事務局に対して誓約書（様式第 5 号）を事前に提出しなければならない。

(起業支援の中止)

第 21 条 本コンソーシアムは、本要綱の規定に違反するなど起業支援対象者が

本事業の支援対象者としてふさわしくない行為を行った場合には、支援計画に於いて予定した起業支援を中止または取り消すことができる。

2 前項の規定により起業支援対象者に対する起業支援を中止または取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その起業支援対象者を推薦したコンソーシアムの構成員または連携・協働団体にその旨通知するものとする。

(起業支援対象者の登録)

第 23 条 本コンソーシアムは、起業支援対象者について、対象者番号、支援期間、氏名、生年月日、支援内容等の必要事項を登録し管理するものとする。

(その他別に定める事項)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項が生じたときは、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

本要項は平成 22 年 11 月 15 日から施行する。

(様式第1号)

社会的企業育成支援事業コンソーシアム
地域事務局 起業支援担当 宛

社会的企業育成支援事業コンソーシアム

社会起業インキュベーション事業 候補者推薦書

年 月 日

(連携・協働団体名)

住所

担当者名

印

社会起業プラン・コンペティション実施要綱第4条の規定により、下記の通り
社会起業インキュベーション事業の候補者を推薦します。

事業プラン名)

提案者氏名)

住所)

電話番号)

電子メール)

以上

(様式第3号)

(起業支援対象者／推薦機関) 宛

年 月 日

社会的企業育成支援事業コンソーシアム 東京事務局
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-13-11 co-lab 4F
株式会社 地域協働推進機構
代表取締役 藤倉潤一郎 印

社会起業インキュベーション事業

起業支援金支給予定額決定通知書

社会起業プラン・コンペティション実施要綱第13条の規定により、下記の通り
起業支援金の支給予定額を通知します。

起業支援の予定期間：

開始日) 年 月 日 ～ 終了予定日) 年 月 日

予定する起業支援金の額および明細：

支給予定額) 円

※明細については別添の支援計画によるものとします。

以上

(様式第4号)

社会的企業育成支援事業コンソーシアム
地域事務局 起業支援担当 宛

社会的企業育成支援事業コンソーシアム

起業支援金支給申請書

年 月 日

(氏名) 印
住所

電話番号

社会起業プラン・コンペティション実施要綱第14条の規定により、下記の通り必要書類を添えて活動支援金の支給を申請します。

申請額) 円

必要書類：

- (1) 社会起業プラン実施報告書
- (2) 支援実績報告書
- (3) 振込先口座通知書

以上

(様式第5号)

社会的企業育成支援事業コンソーシアム
地域事務局 起業支援担当 宛

誓約書

年 月 日

(氏名) 印

住所

電話番号

起業プラン・コンペティション実施要綱第20条の規定に従い、要綱の諸規程を遵守することを約するため、本誓約書を提出します。

〒番号)

住所)

氏名)

電話番号)

電子メール)

以上